

溶接ヒュームの濃度測定 承ります。

溶接ヒュームについて

溶接ヒュームが、健康障害（神経障害等）を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

屋内で金属アーク溶接等作業を行う場合は、令和4年3月31日までに1回、**溶接ヒュームの濃度の測定を行わなければなりません。**



告示に基づく

『屋内作業場での溶接ヒュームの濃度測定』を致します。

必要な措置

溶接ヒュームの濃度測定



測定結果



換気装置の性能確認※



有効な呼吸用保護具（マスク）の選定



他、特殊健康診断、作業主任者の選定

※測定結果が管理濃度以上の場合は、換気装置の風量増加等措置を行い、再測定が必要です。

測定対象となる金属アーク溶接等作業

- ・ 屋内で金属をアーク溶接する作業
(TIG溶接、プラズマアーク溶接を含みます)
- ・ 屋内で、アークを用いて金属を溶断する作業

※屋外作業は測定の対象となりません。

また、屋内であっても建築中の建屋内でのアーク溶接も測定の対象とはなりません。

お気軽にご相談ください！



環境フロンティア株式会社

静岡市清水区中央 628-7（清水工業団地内）

TEL: 054-394-0491

（担当：土屋・望月）

Mail: info@kankyo-f.com

www.kankyo-f.com